

ペットの避難に関するガイドライン（避難所運営担当者概要版）

1 避難可能なペット

家庭で飼育している動物(野良犬、野良猫、販売業者が飼育する動物は含まない)のうち、犬や猫、ハムスターや小鳥などの「小型の哺乳類及び鳥類」に限ります。

なお、屋内避難を行う場合、ペットはケージやキャリーバッグに入れる必要があります。

袖ヶ浦市ホームページ



2 ペットの定義の例外

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬：以下「補助犬」という）はペットとは異なります。被災した補助犬の使用者が補助犬と共に避難してきた場合は、補助犬の避難所への同伴を拒んではならないことが身体障害者補助犬法で定められています。補助犬同伴の避難については、アレルギー対策に配慮しつつ、使用者と一緒に避難生活を送ることとなります。



3 避難所での受付の流れ

同行避難が完了した後、避難所でのペット避難の受付の流れは次のようになります。

（1）受付前の準備

避難所に到着した後、避難所で受付を行うにあたり、ペット同士の喧嘩などを防ぐため、ペットをすぐにケージやキャリーバッグ等に入れることのできる状態、または、入れた状態にするよう周知してください。



（2）ペット避難の受付

避難所受付窓口でご自身の避難者カード及びペット避難カード（ペット登録票）を記入し、避難所運営担当者が回収してください。

飼い主とペットの受付場所が異なる場合は、受付の流れについて周知してください。

（3）ペット飼育のルールの確認

避難所におけるペット飼育のルールを確認してもらうように案内してください。

（4）ペットの避難スペースへの移動

避難所運営担当者の指示にしたがって、ペットと避難スペースに移動しケージ等の設置を行うよう周知してください。



4 ペット専用の避難スペースの設定

（1）動物アレルギーを持つ方等への配慮として、一般避難者の避難場所とペットの避難スペースは場所を分けて設定するとともに、極力、動線についても重ならないよう設定することが必要です。

（2）ペットの避難スペースは、誰でもわかるように貼り紙や区画線などで明示してください。

（3）ペットの避難スペースが屋内の場合は、床や壁を汚さないようにブルーシートなどで保護してください。

また、屋外の場合は既存の建物（倉庫やプールの更衣室など）やテント等を活用することにより、直射日光や雨風を防ぐ工夫をしてください。

（4）ペットの避難スペースは、事故防止のため、原則、飼い主と避難所運営担当者以外の立ち入りを禁止します。



5 避難生活中的対応

（1）避難所内の掲示板などに、避難所におけるペットの飼育ルールを貼るなど、一般の避難者に避難所内でペットを飼育していることを周知してください。

また、ペット飼育に関する情報提供及び収集を積極的に行いましょう。

（2）ペットの飼育ルールの周知が不足するようであれば、ペットの避難スペースの管理・清掃は飼い主が責任を持って行うよう改めて促してください。

（3）協力を求めてもペットの飼育ルールを守らない又は、著しく他の避難者やペット等に危害を加えるペットとその飼い主には、速やかに避難所から退所するよう通告してください。

6 在宅避難者への対応

（1）飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報を入手するために、避難者や自主防災組織等の協力を得ながら必要に応じて市の避難所などに行くように周知してください。

（2）飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼育する場合は、避難所から自宅に通いながら世話をする方法もあります。

ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促してください。

